

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 2.10発行〈通巻第518号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



建設アスベスト訴訟新たな提起 アスベスト訴訟関西弁護団	2
労災保険特別加入の対象を拡大 柔道整復師、芸能従事者、アニメーション製作従事者	4
死ぬまで元気です vol.33 右田孝雄	8
東日本大震災から10年 震災と惨事ストレス 連続オンラインセミナー	10
震災とアスベスト オンラインセミナー	11
韓国からのニュース	12
前線から	15
不法就労者の労災と解雇／愛知 滋賀労働局が開示忘れ 開示文書の範囲とは／滋賀 三星化学工業膀胱がん裁判証人尋問 劣悪な作業環境を証言／福井	

建設アスベスト訴訟新たな提起

アスベスト訴訟関西弁護団

昨年 12 月から、建設アスベスト訴訟に関する最高裁判所の判断が示されており、いよいよ国と建材メーカーの責任が認められることが明らかになってきた。

建設アスベスト訴訟とは、わが国ではアスベストが建設資材に使用されてきたことを鑑み、それらアスベストが含有された建設資材を吹き付け、加工し、破碎してきた建設作業員が作業中に発生した粉じんによりばく露したことで石綿関連疾患に罹患したことについて、国とアスベスト含有建材を販売してきた建材メーカーの責任を問う訴訟である。

全国で 900 名以上の被災者がかかわる訴訟となり、当センターで労災請求支援を行った方に 4 名についてもご本人やご家族が参加している。肺がん罹患したある被災者は、平成 27 年 9 月に発症してすでに 5 年半が経つが、これまで転移が何度も認められ、そのたびに手術を行いながらも積極的に訴訟に参加し、本人尋問にも堂々と応じてきた。近いうちに何度目かの手術を控えているが、必ず判決の日を迎えようと気合も十分であり体力づくりにも余念がない。

アスベスト訴訟関西弁護団は、3 人の被災者について昨年 12 月 21 日に大阪地方裁判所に提訴した。3 名は、元は左官工、内装工、大工であり、それぞれ、昭和 35 年頃から平成 20 年頃までの約 48 年間、昭和 44 年頃から平成 5 年頃までの約 25 年間、昭和 29 年から平成 9 年までのうちの約 43 年間と、いずれも長期間石綿粉じんによりばく露する作業に従事してきたことで石綿による健康被害を被った被災者である。いずれも病身を押しての訴訟である。

各原告は職人としての職歴が明確で、就労期間中は常に被用者としての立場であるため事業者としてのばく露期間はない。しかし、元左官工については最後に勤めていた事業所において労働者災害補償保険に特別加入をさせられていたことがあった。訴訟に特に影響はないが、元左官工については休業補償給付については給付基礎日額については特別加入の際に選択されていた金額になっているという問題もあり、その事案について現在は労働保険審査会において再審査請求中である。また、それぞれ石綿粉じんによりばく露する作業内容、当時用いられていた建材の種類などからばく露実態を

明らかにしている。

一方、被告は国のほか、ニチアス株式会社をはじめとする日本有数の石綿含有建材製造企業 11 社である。去る 1 月 28 日には、ニチアス株式会社ら 8 社の責任が最高裁判所において認められており、これからの訴訟の後押しとなると考えられる。

第 1 回期日は 2 月 10 日で、この日は原告弁護団から 9 名、被告も国から数名の担当者のほか、ニチアス株式会社他の被告企業からも代理人も出廷していた。傍聴席は、コロナウィルス感染症対策によって座ることができる座席数が限られているが、すべ

て埋まっている。ただ、原告は遠隔地に在住していることもあり、重篤な肺疾患を抱える身である 3 名とも欠席するのもやむを得なかった。

当センターからの呼びかけと、昨年来の報道も相まって、ようやく他の石綿関連疾患被災者の関心も集まりつつある。感染症予防のために法廷で弁論をする機会が限定されてしまうが、追加提訴をすることで再びみんなで傍聴ができるようになるだろう。これからも元建設作業員の被災者に声をかけ続けていきたい。

「余命」1 年と告げられ 18 年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33 歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命 1 年と宣告されたにもかかわらず、その後 18 年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命 1 年や 2 年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する 6 人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1 年と告げられ 18 年後の今を生きる

「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや
これまで

〈付〉聞き書き 6 人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価：本体 1500 円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

労災保険特別加入の対象を拡大

柔道整復師、芸能従事者、アニメーション制作従事者

労災保険が適用される特別加入の範囲が拡大される。今年4月1日から拡大対象となる職種は、柔道整復師、芸能従事者、アニメーション制作従事者の3職種だ。12月24日付けで労働政策審議会に諮問され、同労災保険部会で承認された。

中小事業主、海外派遣者以外は 業種、職種で限定

特別加入制度は、労働者の労働災害に対する保護のために設けられた労災保険制度を、労働者に準じて保険により保護するにふさわしい者について、特別に加入を認める制度として運営されている。対象範囲は次の条件を考慮して定めるものとされている。

- ①業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
- ②業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。

具体的に現在定められている種類は、中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者（第1種）、労働者を使用しないで一定の事業を行う一人親方その他の自営業

者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者（第2種）、特定作業従事者（第2種）、海外派遣者（第3種）となっている（労災保険法第33条）。

このうち労働者ではないが業務の実態等で特別加入できる業種、職種を定めているのは一人親方等と特定作業従事者の第2種ということになる。今回拡大されるのはこの第2種特別加入者の種類だ。

一人親方等に含まれるのは次のとおり。

- ① 個人タクシー・個人貨物運送業者
- ② 建設業の一人親方
- ③ 漁船による自営漁業者
- ④ 林業の一人親方
- ⑤ 医薬品の配置販売業者
- ⑥ 再生資源取扱業者
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員

今回は、この7つの業種を定めた労災法施行規則第46条の17に「柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業」を加えることとした。

また、特定作業従事者に含まれるのは次のとおり。

- ① 農作業従事者（特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者）
- ② 訓練従事者（職場適応訓練従事者、事業主団体委託訓練従事者）

- ③ 家内労働者（金属等の加工の作業、洋食器・刃物等の加工の作業、履物等の加工の作業、陶磁器製造の作業、動力機械による作業、仏壇・食器の加工の作業）
- ④ 労働組合等常勤役員
- ⑤ 介護作業従事者

今回は、これらの特定作業を定めた労災法施行規則第 46 条の 18 に、「放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」と「アニメーションの制作の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」の 2 つを加えることとした。

課題となり続けてきた特別加入 要望強く、やっと拡大

特別加入の対象範囲拡大については、複数事業労働者の問題とともに、労災保険制度改正の課題となり続けてきた。今年 6 月の労政審労災保険部会で特別加入制度について提案や意見を、広く国民から募ることが計画され、厚生労働省 HP を通じて募集、151 件の提案や意見が集まったという。

また、芸能従事者については、一昨年の年末に日本俳優連合（日俳連）から「フリーランスの芸能実演家に労災保険を！」と題する声明が公表され、労災保険特別加入の適用を求める取り組みがなされてきたところだ。

古くは、芸能従事者について、どこまで

労働者性が認められるべきかを明確にすべきとする取り組みがなされ、1996 年 3 月の「労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告」で、「建設業手間請け従事者」とともに「芸能関係者」の労働者性について判断基準が示されていた。

しかし建設業については、労働者性がない場合、特別加入の道が開かれていたが、芸能従事者については、労働者性の無いフリーランスは、何らの災害補償制度もなく、やむを得ず民間の保険への加入が推奨される程度だったという（日俳連資料）。

要望がありながら適用につながらなかった理由の一つとしては、芸能の作業の範囲が多岐にわたるといえることがある。芸能として一般にイメージする演技、舞踊、声優の作業以外に、監督、音響、大道具制作、それに事務関係として、プロデューサーやマネージャーの仕事もあげられる。

これらの作業についての災害防止をどう考えるか、検討の進めにくさからか放置されてきたということになる。ただ今回の労政審での議論をみると、多岐にわたる作業内容とはいえ、たとえば保険料率の設定に問題が生じるほどの作業は想定しにくいということははっきりしており、障害となることはなかった。

アニメーション制作の作業についても同様のことがいえる。フリーランスのアニメーション制作作業従事者がする仕事は、絵コンテ、原画、動画、仕上げなどの工程があるが、脚本やシリーズ構成、背景美術、音響、編集、それに作画監督、美術監督な

どがあるという。しかしこれらの作業も、事務的な作業の部類に属するもので、障害となるものはないといえよう。

さらに柔道整復師についてはどうか。柔道整復師の一人親方としての仕事は、人への施術に代表される作業に付随して、患者への介助作業による負担などが考えられる。こうした災害の現状に対するセーフティネットとして労災保険制度を活用することに全く問題は考えられないといってよいだろう。

地域要件の事実上撤廃で どこでも加入可能に

ところで第2種特別加入は、労災保険法の取扱いとしては、特別加入者が一定数集まって特別加入団体を作り、その団体が手続きをすることにしている。その場合に、特別加入団体は、労災保険法上の事業主とみなし、個々の特別加入者を労働者とみなすということにしている（労災保険法第35条）。したがって、もし労災事故が起きて給付請求をするときは、事業主による証明欄は特別加入団体による証明をするということになる。

現在の特別加入団体承認の要件は、次のとおりとなっている。

○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わ

ないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。

- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

このうち、⑤で定めている区域は、各都道府県の隣接県プラス α （たとえば大阪府なら近畿地方の各府県以外に鳥取、岡山、香川、徳島の各県が含まれる）のブロックとされている。これは災害防止の措置をとることが可能かどうかを考慮して定められたものとされている。

しかしこの区域を定めるという要件により、特別加入が不可能となる地域が多数出てくることが問題となる。現在でも、特定作業従事者ごとの特別加入団体が存在しない都道府県の作業業者にとって加入が不可能というケースは珍しくない。そこに加えて、新たに拡大される特別加入の業種、職種にあっては、特別加入団体の実務を仕切る事務局を全国展開する準備はないという問題があった。

これについて労政審の議論を経て、改正にあたっては、北海道から九州まで9のブ

ロックごとに「少なくとも年に一回、当該特別加入者に対して、災害防止等に関する研修会等に参加する機会を提供する」という条件付きで加入を認めることとした。現在は、インターネットの普及もあり、災害防止の研修といっても、オンライン方式で開催することが可能となっている。（たとえば Zoom で全国の加入者相手に研修会を実施するというだけでもよい。）こうした方法による取り組みも災害防止措置として認め、地域要件を緩和するというものだ。

この災害防止措置について特別加入団体の現状は、現行の制度運用であっても名ばかりとなっていることが問題点として指摘されてきた。措置が適切に行われているかどうかのチェックはなく、規約などに簡単に記載されているだけで、承認要件を満たすものとして運用されている。そのため、ネットによる安い会費による会員募集で利益を上げようとする団体も増えてきていることも問題視されているところだ。これを機に、災害防止措置をスムーズに実行する全国展開の特別加入団体をスタートさせ、ほぼ営利のみを目的とする団体を駆逐するような取り組みが必要だ。

ほんとうは労働者なのに請負、委託 完全な排除を

第2種特別加入制度全体にいえることだが、絶えず危惧される問題として、実際には労働者としての働き方をしながら、特別加入者として扱われる労働者が出てこないかということがあげられる。もともと自律

性のある職種でありながら、実際には1事業場でほぼ拘束されてひたすら作業に従事するという作業員が出てくることは容易に想像できるのである。

今回の新たな特別加入制度拡大を機会に、偽装的な請負、委託などが生じないような行政側の強い取り組みが求められる。

特別加入制度の適用範囲拡大では、今回述べた業種、職種の拡大以外に、昨年成立した高年齢者雇用安定法改正により、今年4月1日から65歳から70歳までの業務委託による創業支援等措置が認められることにともない、その対象者への特別加入制度適用が課題となっている。

労政審では、昨年末よりこの制度創設について作業を急速に進め、今年1月末には労災法施行規則改正が諮問される見込みとなっている。

次号ではこの制度創設について紹介することにする。



死ぬまで元気です



Vol.33 右田 孝雄

皆さま、お元気ですか？

私が新年早々、蜂窩織炎で入院していたのは前回お伝えしたとおりです。1月4日から13日まで入院して、その間1日2回の抗生剤の点滴をしました。単純計算20回の点滴針を刺した計算です。これに2回の採血があったので、合計22回も注射針を刺す計算のはずです。ところが、入院して毎日点滴を打つ場合、留置針といって長いめの針を一度刺したら、点滴後は針を入れたまま包帯を巻いて、毎回その針に点滴の管を繋いで抗生剤を入れます。ですから、本来なら採血で2回、留置針で1回針を刺して済む話なんです。ところが、その留置針は2回目のチャレンジで上手く血管に入ったのですが、次の日にその針の周りが腫れてきたので抜くことに。その後、再度留置針を刺すのに看護師4人がかりでチャレンジするも、血管が見えにくいということで5回失敗して、結局諦められました。その後はその都度、点滴針を打つことになったのですが、それからというもの、看護師さんによっては点滴針を何回も刺し直すこともあり、合計22回針を刺すだけでいいものが結局33回も針を刺してくれました。10日で33回も注射針を打たれたのですが、めちゃくちゃ痛かった人もいれば、

全く痛くなかった方もいました。私の感想は、痛かった看護師さんほど注射針を刺すのは下手なようです。痛いときに限って、何回もやり直しましたから。

こんなことがありながらも、無事に退院することができ、今は蜂窩織炎も完治しています。ただ、再発しやすいらしいので、今後も注意して過ごしたいと思います。

退院して数日してから、環境再生保全機構から書類が届きました。何の書類かと確認すると、「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定の更新について」つまり救済給付金の認定をされてから5年経過するので更新して下さいという書類です。

私もとうとう更新の手続きができるんだと思うと正直嬉しいです。

今年の5月に中皮腫を発症して5年を経



過致します。そうです、中皮腫の5年生存率は僅か10%あるかないかのその中に入れるんです。あと3ヶ月ちょっと元気でいればですが。

昔は中皮腫と診断されたら、中皮腫を良く知る人は「すぐ死ぬんだ」と思っていたのですが、今はどうかというと、やはり早く亡くなってしまう方もいます。でも、私の周りには4年、5年、いやそれ以上に頑張っている患者さんは少なくありません。長生きするには何が大事か、私なりに考えてみました。それは運、だけではありません。長生きされている方の中には、手術をされた方、抗がん剤治療をされている

方、中には標準治療されていない方もいます。でも共通しているのは、決して悲観的じゃないってことです。中皮腫は予後が悪いと言われながらも、それに負けない気持ちと自身の身体の様子を見ながら、前向きに生きているってことです。そして私には、一緒に頑張ってくれる仲間と応援して下さる方々がいます。

コロナなんかでくたばってたまるか！中皮腫に負けてたまるか！

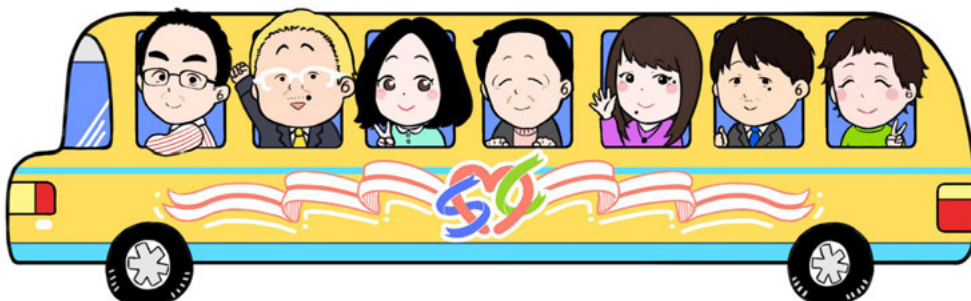
この5年経過で満足せず、10年15年頑張れるように、皆さんから「オレ死ぬ詐欺」と言われないように頑張ります。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者さん同士をつなぐ、患者さんによる患者さんのためのポータルサイト

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

東日本大震災から10年 震災と惨事ストレス 連続オンラインセミナー

被災地支援者の “心のケア”について考える

東日本大震災が発生してから10年を迎えようとしています。

震災直後から、被害を受けながらも仕事を続ける大勢の人がいました。自分も被害者なのに他の被害者を援助し続けた人々です。また、消防士や警察官などは全国から救援に駆けつけ、全国の自治体からも被災地の自治体に支援の派遣がおこなわれました。

セミナーでは、震災と惨事ストレスをテーマに、被災地の復興にたずさわる支援者の心のケア、健康対策について学び合いたいと思います。

第 1 回

2021年3月4日(木) 19時00分～20時00分



<講師>
野口 修司 さん
(香川大学医学部
臨床心理学科)

香川大学医学部臨床心理学科准教授。公認心理師。臨床心理士。2012年から6年間、宮城県石巻市総務部人事課にて常勤の心理士として職員のメンタルヘルス業務に従事した。

第 2 回

2021年3月12日(金) 19時00分～20時00分



<講師>
菅原千賀子 さん
(東京医科歯科大学
大学院看護学科)

宮城県気仙沼市出身の看護師。東日本大震災の際に医療チームを結成し被災地医療支援に赴いた経験から、現在、東京医科歯科大学大学院にて被災地自治体職員の健康問題を研究テーマに取り組んでいる。

**参加費
無料**

- * 参加を希望される方は、「全国労働安全衛生センター連絡会議」のホームページ (<https://joshrc.net/>) の申込フォームからお申し込み下さい。
- 右記のQRコードを読み込んでホームページにアクセスできます。
- 事務局で受付後、当日のZOOM視聴のご案内をメールにてお知らせします。
- * 申込みの締め切りは、各セミナー開催日の前日です。



主催／全国労働安全衛生センター連絡会議
共催／いじめメンタルヘルス労働者支援センター

問い
合わせ

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

東日本大震災から10年 震災とアスベスト オンラインセミナー

東日本大震災が発生してから10年を迎えようとしています。

発がん物質であるアスベストは、90年代までに大量に使用されてきました。その8割以上は住宅などの建物を立てる際の建材として使用されてきました。そのため地震が発生して建物が倒壊すると、建材に含まれていた発がん物質のアスベストが空気中に飛散します。

セミナーでは、震災とアスベストをテーマに、東日本大震災直後から被災地の石綿含有建材の状況調査や空気中の石綿濃度を測定してきた結果を基に、被災地におけるアスベストリスクについて学び合いたいと思います。

東日本大震災の被災地における アスベストリスクを考える

2021年3月6日(土)
13時30分～14時30分



<講師>

外山 尚紀 さん

(NPO法人東京労働安全衛生センター)
労働安全衛生コンサルタント
建築物石綿含有建材調査者協会副代表理事
環境省中央環境審議会石綿飛散防止小委員会委員

<被災地からの報告>

広瀬 俊雄 さん

(仙台錦町診療所医師)

参加費
無料

- * 参加を希望される方は、「全国労働安全衛生センター連絡会議」のホームページ (<https://joshrc.net/>) の申込フォームからお申し込み下さい。
- 右記のQRコードを読み込んでもホームページにアクセスできます。
- 事務局で受付後、当日のZOOM視聴のご案内をメールにてお知らせします。
- * 申込みの締め切りは、セミナー開催日の前日(3月5日)です。



主催／全国労働安全衛生センター連絡会議
共催／中皮腫・じん肺・アスベストセンター

問い合わせ

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

韓国からの ニュース

■ 2020 年、産業事故の死亡者が増えた

雇用労働部と安全保健公団によれば、昨年、仕事に発生した重大災害で命を失った労働者は 860 人ほどであると、暫定集計された。2019 年の産業災害事故死亡者の 855 人より多い。

文在寅政府はスタート初期に、産業災害事故による死亡者を半分に減らすという目標を、国政課題として提示した。疾病による死亡者を除いて、1 年に 1 千人内外発生していた重大災害死亡者を、500 人台に減らすと約束した。産業安全監督官など勤労監督官を増やし、2018 年には、泰安火力発電所の非正規職キム・ヨンギョン労働者の死を契機に、産業安全保健法を全面改正した。

産業災害を承認されて産業災害給付の支給を完了した者を対象に集計する、政府の公式産業災害統計によれば、2018 年に 971 人だった死亡者は、2019 年には 855 人に大幅に減った。鼓舞された政府は、昨年は 800 人台の序めから 790 人台を目標値にしたが期待は外れた。

昨年 1 月 16 日に施行した改正産業安全保健法は、「キム・ヨンギョンのいないキム・ヨンギョン法」という批判を受けた。産業災害死亡者の遺族と労働・市民・社会団体は、重大災害企業処罰法の制定を要求している。2021 年 1 月 5 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■ 政府案より後退した重大災害法の処罰水準

…納得できない

国会と労働界の話を総合すれば、前日、国会・法制司法委員会の法案審査小委では、重大産災で労働者が死亡した場合、企業責任者に対する処罰の水準を、「1 年以上の懲役または 10 億ウォン以下の罰金」とすることで、与野党が暫定合意したことが分かった。「2 年以上の懲役または 5 千万ウォン以上 10 億ウォン以下の罰金」だった政府案よりも後退した。与野党はまた、労働者が死亡した場合、法人に「50 億ウォン以下の罰金」、労働者が負傷したり疾病に罹った場合「10 億ウォン以下の罰金」を払わせることで暫定合意した。

与野党の暫定合意の条項で、企業責任者に対する懲役刑の下限が 1 年に下げられたことによって、裁判での実効性がなくなると指摘される。クォン・ヨングク弁護士は懲役刑について、「傷害致死罪、ミンシク法（交通事故で亡くなった 9 歳のキム・ミンシク君の名を冠した「道路交通法、特定犯罪加重処罰などに関する法律」）などで、下限刑を 3 年にしても、裁判官の裁量である『酌量減輕』によって更に下げることができる。それでも重大災害法で下限刑を 1 年に下げるのは、極めて消極的な立法」と指摘した。2021 年 1 月 6 日 ハンギョレ新聞 パク・ジュンヨン記者

■ ビニールハウスに住む移住労働者、事業場変更を許容する

農・漁村で働く移住労働者の 10 人中 7 人は、ビニールハウスのような仮設建築物に住んでいるとの調査結果に、政府は仮設建築物を宿舍として提供する職場は雇用許可対象から除外し、移住労働者の事業場変更要件を緩和することにした。

政府は 6 日、このような内容の「農・漁業外国人勤労者住居環境改善法案」を関係部署

合同で発表した。雇用労働部は昨年9月21日から11月10日まで、雇用許可制によって移住労働者を採用している事業場496ヶ所を対象に、住居環境実態調査を行い、労働者3850人が回答した。

回答者の69.6%は仮設建築物で宿泊問題を解決していた。コンテナ、組み立て式パネル、ビニールハウス内の臨時施設などに居住しているということだ。一般住宅に住んでいるのは25%、ワンルームやオフィステルのような共同住居施設に住んでいるのは2.6%に止まった。仮設建築物は居住環境が非常に悪いことがほとんどだ。昨年12月、抱川のビニールハウス内の仮設の建物で、カンボジア出身のソッケン(30)さんが亡くなった。仮設建築物を宿舎に利用するときは、自治団体に住居施設の用途として申告しなければならないが、申告していないケースが56.5%だ。

政府は今年1日から、事業主が雇用許可を新規で申請したり、事業場の変更、再雇用をするとき、仮設建築物を宿舎として提供していると許可していない。

移住労働者採用事業場を対象に勤労監督も行う。労働法遵守の可否を点検し、住居環境の状態も点検する。労働関係法に違反していても直さない事業主は、雇用許可を取り消して処罰する。2021年1月7日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者



記者会見する移住労働者死亡対策委員会

■重大災害法、結局国会通過…それも1年後に施行

与野党は8日に国会本会議を開いて「重大災害処罰などに関する法律案」(重大災害法)を通過させた。労働界は処罰対象とレベルを大幅に下げ、立法趣旨から大きく後退した法案が通過したとして、強く反発した。

この日、重大災害法は在籍議員266人、賛成164人、反対44人、棄権58人で、本会議を通過した。法案は公布1年後に施行される。この日二大労総は「重大災害法の5人未満の事業場への適用除外と50人未満の事業場に対する適用猶予は、実際に大多数の重大災害が発生している小規模な事業場の現実を無視した処置。」「今後も重大災害被害者が引き続き発生することで、実質的で実効的な処罰は難しくなる」と、一斉に批判した。国会前ではこの日多くの労働者が記者会見を行うなど、法制定に対する糾弾の声を高めた。2021年1月8日 ハンギョレ新聞 パク・ジュンヨン、チャン・ピルス、ジョンファンボン記者

■親環境ペイントと言ったのに…現代重労働者「集団皮膚病」

現代重工業系列の造船所で、ペイントを塗る労働者に、昨年、皮膚病が集団発生した事実が遅れて分かった。大気環境保全法の規制を避けるために、会社が「親環境ペイント」として導入した一部の無溶剤塗料が原因で、使用者は職業病の所見がある正規職労働者を転換配置したが、社内下請け労働者は同じ職業病の所見があっても、会社を離れなければならなかった。職業病の発病と事後処理で、正規職と非正規職間に差別が生まれた。

現代重工業の労使などによれば、昨年11月末、蔚山大病院は皮膚病の症状が比較的

激しい作業員 13 人の健康診断を実施した結果、A さんなど 9 人が職業性疾病の可能性を示したと、使用者に通知した。「職業病有所見者 (D1)」が 5 人で、「職業病に進展する恐れがあり、今後観察が必要な作業員 (C1)」が 4 人だった。年末に症状がなかった作業員 300 人に対する健康診断でも、皮膚疾患 3 人を含む 32 人が C1 と判断された。

昨年 4 月に船舶用ペイントとして使うために導入した無溶剤塗料が、皮膚発疹の原因だった。現代重工業の蔚山造船所では、昨年 5 月から皮膚発疹者が出始め、10 月中旬までに 24 人が確認された。9 月から同じ無溶剤塗料を使った系列会社の現代三湖重工業の木浦造船所では、11 月までに 27 人に皮膚病が現れた。労組が確認した皮膚病発病者の 90%(45 人) は下請け労働者だった。

下請け労働者は夜勤が多く、ペイントにより多くばく露したためだ。事後の管理でも下請け労働者は差別された。正規職は職業病の有所見者に分類され、勤労禁止勧告を受けて他の部署で再配置された。一方、一部の下請け労働者は、同じ判断を受けても会社を離れなければならなかった。下請け業者の場合、作業転換ができないからだ。2021 年 1 月 8 日 京郷新聞 イ・ヒョサン記者

■安全義務に違反して労働者を死亡させた事業主／最大懲役 10 年 6 ヶ月を宣告

産業現場で、事業主が安全・保健措置義務を守らずに労働者が死亡すれば、最大懲役 10 年 6 ヶ月を宣告できる量刑基準が作られた。特に、類似の事故が繰り返されたり、多数の被害者が発生した場合は、加重処罰をするようにした。

大法院によれば、大法院・量刑委員会 (委員長キム・ヨンナン) は、全体会議を行って

「過失致死傷・産業安全保健犯罪」の量刑基準修正案などを議決した。今回の修正案は今後、意見照会・公聴会・行政予告などの手順を踏んで、3 月に最終議決される予定だ。

量刑委は、安全・保健措置義務違反で死亡事故が発生した場合の基本刑量範囲を、懲役 6 ヶ月～1 年 6 ヶ月から懲役 1 年～2 年 6 ヶ月に向上させた。

特別加重領域の場合、今までの懲役 10 ヶ月～5 年 3 ヶ月から懲役 2 年～7 年まで、大幅に引き上げられた。多数犯や 5 年以内に再犯を犯した場合、最大懲役 10 年 6 ヶ月まで宣告することができる。

量刑委は加重処罰要素として「類似の事故が繰り返し発生した場合」と「多数の被害者が発生した場合」を設定し、事故の反復性と規模を主要な量刑理由に反映した。2021 年 1 月 12 日 民衆の声 カン・ソクヨン記者

■「5 人未満の事業場の労働者は死んでもかまわないのか」

重大災害処罰法の 5 人未満の事業場への適用を除外する条項は、生命権・平等権を侵害しているとして、「死まで差別される」労働者が憲法訴訟を請求した。

「権利探しユニオン・誘う」は 26 日、憲法裁判所の前で記者会見し、共同請求人団を募集して、大規模な権利の行動を始めると話した。

これらは「常時勤労者が 5 人未満の事業場を適用対象から除外するということは、事業場全体の 80% を除外するということ」とし、「ここで被災者の 1/3、死亡者の 1/4 が発生している」と指摘した。2021 年 1 月 26 日 民衆の声 カン・ソクヨン記者

(翻訳：中村猛)

前線から

不法就労者の労災と解雇

愛知

8年におよぶ不法残留中のイッタンさんは、不法就労者が集住する東海地方でこれまで問題なく仕事と生活を送ってきた。しかし、昨年11月にプレス機に手を挟まれて重傷を負い、そのまま病院に置き去りにされたためにその後の生活も就労もままならなくなってしまった。

災害の発生状況は、次のとおり。彼が作業するプレス機は古いため作業中に突然停止することがあった。事故時も停止したプレス機を再起動するべく、一度資材をプレス台から取り除こうとしたときに、突然プレス部分が動き出して手を挟んだ、というものである。

イッタンさんはこれまで日本語を必要としてこなかった。機械を使った作業は、見様見真似で覚えることができるし、話すことができる日本語も、「はい」、「おはようございます」、「あざっす（ありがとうございます）

ます）」くらいしかない。今まではそれで仕事も生活も支障はなかったのだが、ケガをしてから困難に直面した。イッタンさんは、自分がこれまでどこにいて、そして今どこにいるのかよくわからないのである。

世話になっている病院については診察券があるためすぐにわかったが、肝心の事業場と雇用者がわからない。イッタンさんに尋ねると、雇い主のことを「ボス」と呼んでいたそうだが、会社名はおろか、氏名も住所も知らないらしい。働いていた工場も「傍に川があった」という程度の情報しかなく、どこに行っても同じ風景が広がっている日本ではあまり参考にならない。

このまま事業場不明のまま労災請求を行うことになるが、地方の病院では、不法就労者に労災保険が適用されるのか、と懐疑的に信用してもらえない。イッタンさんは在留資格がないこ

とから健康保険に加入することはできないため、手術代も含めてすべて自由診療で処理されてきた。つまり、全額自己負担だったのである。保険が効かない以上、病院も取りっぱぐれたくさんない。初診日からの療養補償給付の請求を行うことでイッタンさんがこれまで支払ってきた療養費の返還を求めたが、拒否されてしまった。仕方がないので休業補償給付請求を先行し、所轄労働基準監督署が判明次第療養補償給付の請求を行う、ということにした。もっとも雇用者に関する情報が欠片もないとなると監督署も調査のしようがないため、まずはイッタンさんが働いていた工場を探すことにしよう。

言うまでもなく、労働基準法上の解雇制限（19条）に従い、業務上災害によって休業中であれば解雇はできない。しかし、働いてはいけなにもかかわらず働いているという立場であるため、イッタンさんのようにケガをした途端に会社から放り出されることは珍しくないだろう。事件が公になると、働いていたイッタンさんも、働かせていた職

場も困ることになるからである。また、かなりの頻度で作業を停止してしまう、安全装置も設置されていないプレス機を不法就労者に扱わせていた挙句に業務災害を発生させたとすれば送検されるおそれもあり、事業所としては血まみれの腕を抱えるイッタンさんを病院に連れて行ってやっただけでもありがたいと思え、くらの感覚かもしれない。

最近是不法就労外国人からの賃金不払いの相談が増えている。コロナ禍でなりふり構わなくなった事業者が意図的に不法就労者を雇用し、賃金を支払っていないということも考えられる。不法就労者であるため自業自得、という見方をされることも多いが、少なくとも安全に働き、働いた以上は正当な対価を得てもらいたい。

胸膜ブランクに係る情報：有

石綿小体・石綿繊維情報：無

石綿肺所見：有

であるところ、労災協力医意見として

胸膜ブランクに係る情報：無

石綿小体・石綿繊維情報：無

石綿肺所見：無

が示され、業務上ばく露が明らかである期間を3年（同一事業場で110か月の年金記録があるにもかかわらず、石綿取り扱いについて証言を行った同僚が在籍していた3年しか認めないという点も問題である）を認めたものの、石綿に起因する肺がんであるかどうか明らかではないとして本省協議もなく業務外との決定に至った。

審査請求で原処分を取り消させるべく準備を行っているが、問題は、開示された文書の中に一切の画像が含まれていなかったことである。労災協力医が画像も検討せずに上記のような意見を提示することはないため、さっそく滋賀労働局に問い合わせてみた。すでに開示資料を送付しているた

滋賀労働局が開示忘れ 開示文書の範囲とは

滋 賀

水道の配管工として長年就労してきたために就業を通じて石綿にばく露したことが明らかであり、環境再生保全機構も石綿に起因する肺がん罹患したことを認めた事案について、東近江労働基準監督署が業務上として認めなかったことから審査請求を行うことになった。

審査請求に先立ち、被災者が保有個人情報開示請求を行ったところ、A4で903枚の文書の開示が決定された。開示の目的は、業務上と認められない理由を

復命書等から検討することになり、医師の意見書を比較すると以下のことが明らかになった。

◆東近江総合医療センター

胸膜ブランクに係る情報：有

石綿小体・石綿繊維情報：無

石綿肺所見：無

◆近江草津徳洲会病院

胸膜ブランクに係る情報：無

石綿小体・石綿繊維情報：無

石綿肺所見：有

◆豊郷病院

め担当者の手元に資料がないことから、一般論としてどのようなことが考えられるか話を聞いたところ、画像をすべて文書化しているのではないかという指摘があった。しかし、今日日、労災協力医もパソコンを使って画像を見るだろうし、3つの病院から取り寄せたCTをすべて文書化するとなれば、開示量も900枚では効かないはずである。

結局、レントゲンやCTの画像は、監督署にCD-ROMとして残されており、本来であれば開示の対象で

あるにもかかわらず、どういうわけか総務課に提出されなかったという。開示請求を行う側としては、開示された文書が得られる情報のすべてであるから、誤りなく開示されないと大きな不利益を招くことになってしまう。開示担当者からは、至急当該CD-ROMを開示請求人に送付するべく手続きをとると言っていたが、東近江労働基準監督署には原処分段階から不可解な点があり、意図的に開示しなかったのではないかと考えてしまうくらいである。

で、やっと証人尋問が行われた。

被告会社側の申請した証人は3人、原告側は組合書記長の田中康博氏ら原告4人が証人に立った。

会社側一人目は2005年から設置された安全推進室の室長を担当していた人物で、当時のSDSでは発がん性があることは分からなかった、手袋を透過して皮膚吸収されるとの認識はなかったと、会社の責任を否定する主張を行った。しかし反対尋問で、会社側の資料に「オルト-トルイジンは膀胱がん発症の可能性あり」と有ることを指摘され、SDS情報をきちんと管理・活用していなかった実態を曝すことになった。

二人目は、安全衛生保護具の研究者である田中茂氏で、2016年に三星化学の調査を行い、「皮膚からの吸収・ばく露を防ぐ！-オルト-トルイジンばく露による膀胱がん発生から学ぶ」という著書がある。

彼の主張は、彼らの研究によって厚生労働省は2017年に手袋の使用についての通達を出したので、それまで手袋の透過については知見がなく、対策が取

三星化学工業膀胱がん裁判証人尋問 劣悪な作業環境を証言

福井

1月27日、福井地裁にて、三星化学工業に対して業務により膀胱がんを発症した労働者が、損害賠償を求めている裁判の証人尋問が行われた。

顔料などの製造を行う三星化学福井工場では、製造工程で芳香族アミンなどを取り扱い、主にオルト-トルイジンにばく露した労働者に膀胱がんが多発した。

被災者数名が化学一般労働組合連合に加入して、会社側に作業内容の改善などを求めてきたが、発症原因の調査は厚生労働省に丸投げし、事業場改善にもほとんど応じないため、2018年2月28日に被災労働者4人が福井地裁に提訴した（本誌2018年6月号記事参照）。

提訴からもうすぐ2年

られなかったというもの。しかし、反対尋問で原告側代理人が、手だけでなく全身が濡れるような状況で働いているので、手袋だけでなく、全体の保護具が必要ですよ？と言うと、手袋以外については専門でないと答えず、2016年の調査でも現場は一切見ていないと言った。

会社はあくまでも、きちんと手袋を使わせていたのに、当時は手袋を化学物質が透過して吸収されることを知らなかったから責任がない、との主張を貫きたかったのだろう。

三人目の証人は、福井工場の元工場長で、オルト-トルイジンにばく露する作業をかなり限定的に説明した。しかし、反対尋問で、有害性情報の管理・取り扱いの不適切、夏場Tシャツでの作業を黙認していたことなどずさんな安全対策をばく露した。

その後、原告4人が現場の実態を事細かく証言した。

スラリー状の生成物中のオルト-トルイジンをトルエンで洗浄する作業では、工場長が証言したように膝が濡れる、という程度では

なく身体の前面のほとんどがオルト-トルイジンを含んだトルエンで濡れるような作業であることや、濾過槽の中に身体を半くらい入れて掻き出す作業でも身体中にオルト-トルイジンがかかることを証言した。また回収トルエンを再利用していたため、本来、オルト-トルイジンにばく露しない作業でも、オルト-トルイジンを含んだ回収トルエンを使用して、ばく露していたという、驚くような証言があった。手袋をした状態で回収トルエンに手を入れて洗浄していたという。到底、手袋対策だけでばく露を防げるような現場ではなかった。

また、原告らが話した、膀胱がん治療での痛み・大変さや不安な心情は胸に迫るものだった。

厚生労働省が労災請求で現場の調査に入ったときにも、組合からはどういった工程でどのようにばく露があるか、回収トルエン使用の問題も含めて、書面で提出しており、厚労省はそれを元に詳細な調査を行っている。そういった資料も裁判には提出されているた



裁判報告集会で発言する
田中康博氏

め、被告、原告のどちらがきちんと実態を証明しているのか、裁判官の目にも明らかだったのではないだろうか。

次回3月16日が最終弁論予定である。



1月の新聞記事から

1/12 日本中央競馬会（JRA）で騎手デビュー3年目の大塚海渡（20）が、所属厩舎の木村哲也師（48）の度重なる暴言、暴行のパワハラで精神的苦痛を負ったとして、同師に850万円余りの損害賠償を求める訴訟を水戸地裁土浦支部に起こした。大塚は木村師から殴打などの暴行を継続的に受け、うち2件は5日に茨城県警稲敷署に被害届を提出した。

1/14 甲府市職員の向山敦治さん（42）が長時間労働の末に自殺してから17日で1年となるのを前に、樋口雄一市長が定例記者会見で、職員の労働時間の適正管理に向けた対策の進捗を説明した。市長は職員の健康管理体制や労務マネジメントの取り組みを推進している最中だ」と述べ、勤務上の不安や悩みを匿名で受け付ける意見箱を庁舎内に設置したことを明らかにした。向山さんの遺族は20年12月、長時間労働が自殺の原因として、公務災害の認定を申請している

障害者アートの美術館やグループホームなどを運営する社会福祉法人「グロー」（近江八幡市）の北岡賢剛・前理事長（62）から性暴力やハラスメントを受けたとして、元女性職員ら2人がグローと北岡氏に計約4250万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、東京地裁であった。元職員は2014年、北岡氏から出張先のホテルで胸や下半身を触られ、その後退職した。北岡氏が理事を務めた別の社会福祉法人の女性幹部は12年、酒を勧められた後、ホテルの北岡氏の部屋で上半身を裸にされるなどした。2人ともPTSDの症状がある。

東映アニメーションの労使紛争をめぐる、セクシュアル・マイノリティ（LGBT）である労働組合側の担当者が、通称を名乗ったところ、会社側が「偽名でないか」と迫り、団体交渉を拒否しているなどとして、労働組合「プレカリアートユニオン」が、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。申立ては1月7日付。

1/19 昨年10月、長崎県警佐世保署交通課の40代男性警部補が自殺した問題で、遺族は公務災害を年度内に申請する方針。直属の上司に当たる同署交通課長の50代男性警部は昨年4月から9月中旬までの間、自殺した警部補ら2人に対し、他の署員の前で叱責。時間外勤務を自己申告しにくいような指導を繰り返し、部下の正確な勤務実態の把握も怠っていた。県警は昨年12月、課長の言動をパワハラ行為と認定し懲戒処分とした。

長崎市内の保育園に勤務していた女性保育士（44）が自殺したのは園側の対応に原因があるとして、遺族が園を運営する社会福祉法人に損害賠償を求めた訴訟で、長崎地裁は、安全配慮義務違反があったとして法人側に約3500万円の支払いを命じる判決を言い渡した。2016年、保護者が園内での虐待を疑ったことをきっかけに保育士の退職が相次ぎ、心理的負担が強まった女性は同年5月にうつ病を発症。17年6月に失踪し、自殺した。18年5月、女性の自殺は労災認定された。

1/20 日本俳優連合が所属する俳優や声優らを対象に実施したアンケートで、「仕事の原因で死にたいと思ったことがあるか」という質問に、28.9%が「ある」と答えたことが分かった。一般の人を対象にした調査と比較して自殺願望の割合が高く、専門家は早急に相談体制を整える必要があると指摘した。調査は昨年9月から10月に実施し約170人が回答した。

山口県宇部市の宇部中央消防署員の男性が2019年1月に自殺した問題で、署を管轄する宇部・山陽小野田消防局は、当時の男性副署長（58）の言動が「自死職員の心情に対する配慮を著しく欠いた」としてパワハラと認定し、減給10分の1（3カ月）の懲戒処分にした。パワハラが自殺の一因になったことも認めた。弁護士らからなる懲戒審査委員会の昨年10月の答申に基づき、処分を決めた。

1/21 福島県の郡山地方広域消防組合に勤務していた男性（38）が自殺した際に残していた遺書の返還を妻が求めている訴訟は福島地裁郡山支部で和解が成立し、遺書が返された。遺書は先輩職員によるパワハラを訴えており、妻は同組合に第三者委員会の設置を求める考え。和解は昨年12月10日付。消防組合は調査し、職員の行為は指導で、パワハラには当たらないとしている。

1/24 鹿児島市役所で昨年10月、20代女性職員が正当な理由なく隣席の50代男性職員との机の間に視界を遮る仕切り板を設置していた。男性は嫌がらせと感じて出勤できなくなった。同課は「不適切な行為で今後指導する。パワハラに当たるか判断するのは難しい」としている。仕切り板は4日後に撤去された。男性は適応障害の診断を受け、病気休暇中。男性職員は障害者手帳を持つ身体障害者。

1/28 建設現場でアスベストを吸い、肺がんなどの健康被害を受けた京都府の元労働者と遺族計27人が、国と建材メーカー14社に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は二審大阪高裁で敗訴した10社中8社の上告を退ける決定をした。原告24人について国とメーカーに対する計約2億8500万円の賠償命令が確定した。国の賠償責任は、東京訴訟を巡る昨年12月の最高裁決定で既に確定している。

自動車販売会社の男性社員がパワハラが原因で自殺したとして、父親が会社を訴えていた裁判で、札幌地裁は、パワハラは認めたが、自殺と因果関係は認められないとした。この裁判は2017年、札幌トヨタに勤めていた石崎来輝さんが自殺したのは先輩のパワハラが原因だとして、父親が会社に対し4300万円の損害賠償を求めているもの。裁判長は「パワハラが原因で適応障害を発症した」とし、会社に44万円の支払いを命じたが、自殺との因果関係は認められないとした。

1/29 県立千葉県こども病院（千葉市）の嘱託職員だった50代女性が、悪口や通院のための欠勤拒絶など上司らにパワハラを受け適応障害となったとして、労災と認定された。女性は18年10月に適応障害と診察され、その後退職した。千葉労働基準監督署は昨年9月、上司からのパワハラで強い心理的負荷があったとして、労災認定した。

積水化成工業の滋賀事業所（滋賀県甲賀市）で、30代男性従業員に違法な長時間労働をさせたとして、甲賀区検は、労働基準法違反で同社を略式起訴した。起訴は昨年12月28日付。甲賀簡裁から罰金30万円の略式命令を受けた。男性従業員は在職中に死亡し、労災認定された。同社は月45時間までとした労使協定を超える月49.5時間の時間外労働を男性にさせたとされた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259